

青梅市下水道公営企業会計システム構築委託プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、青梅市下水道企業会計システム構築業務に関して、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で、信頼性が高く操作性の良いシステムを適切な価格で提供する事業者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務内容

別紙「青梅市下水道公営企業会計システム構築委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 委託期間および見積上限額

(1) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(2) 見積上限額

22,682,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

4 選考方法

提出された会社概要書、企画提案書、見積書等の書類および提案者によるプレゼンテーション、デモンストレーションについて、「青梅市下水道公営企業会計システム構築委託プロポーザル選定委員会」が、別に定める審査要領により総合的に審査・評価し契約候補者を決定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている法人とする。

※ 参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。

※ 参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

(2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等

を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

(3) 青梅市競争入札等参加者資格者指名停止基準（平成１９年４月１日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年４月１日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(5) 官公庁への公営企業会計システムの導入実績を有していること。

6 スケジュール

項 目	日 程
実施要領等の配布期間	令和７年１０月１７日（金）から 令和７年１０月３１日（金）まで
参加資格確認申請書等の 受付期間	令和７年１０月１７日（金）から 令和７年１０月３１日（金）まで
参加資格確認結果通知	令和７年１１月１０日（月）
質疑締切	令和７年１１月１４日（金）
質疑回答	令和７年１１月２１日（金）
企画提案書等提出期限	令和７年１２月２日（火）
プレゼンテーション実施	令和７年１２月１５日（月）
審査結果通知	令和７年１２月２６日（金）
契約締結	令和８年１月上旬以降

7 参加資格確認申請書等の受付および確認結果

(1) 受付期間

令和７年１０月１７日（金）から令和７年１０月３１日（金）午後
５時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第１号） １部

イ 会社概要書（任意様式） １部 ※パンフレットも可とする。

ウ 第５項(5)の状況が分かる資料 １部 ※自治体名、契約期間、受
託内容等が記載されたパンフレット等でも可とする。

(3) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールとする。

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 直接持参の場合

土・日曜日と祝日を除く、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 郵送の場合

事前に電話連絡し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ 電子メールの場合

メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

(4) 提出先

提出先は、第 17 項に定める担当課および連絡先とする。

(5) 参加資格確認申請書に対する確認結果

令和 7 年 11 月 10 日（月）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった事業者に対し、様式第 1 号に記載するメールアドレス宛てに参加資格の確認結果について通知を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合は、指名通知を兼ねるものとする。

8 質問及び回答について

(1) 質問書の提出方法

本業務に関する質問・疑義等は、質問書（様式第 2 号）を作成した上で、第 17 項に定める担当課および連絡先へ提出すること。なお、質問書提出後、担当者に受信確認をすること。

(2) 質問書の受付期間

令和 7 年 11 月 10 日（月）から令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時まで

(3) 回答の方法

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに指名通知を受けた全事業者に電子メールにて通知する。

9 企画提案書等提出書類

プロポーザルに参加する者は、次の各書類等を作成し提出すること。

(1) 企画提案書等提出書（様式第 3 号）

(2) 会社概要書・業務実績報告書

会社概要書および業務実績報告書については電子データでの提出とする。

ア 会社概要書（任意様式） 1 部

イ 業務実績報告書（任意様式） 1 部

(3) 企画提案書

ア 正本は紙媒体で 1 部、副本は電子データ（ファイル形式は P D F）とする。メールまたはファイル交換サービスで提出すること。

なお、正本には会社名、住所、ロゴマーク等応募者を特定できる情報（以下「会社名等」という。）を表示し、副本には会社名等を表示しないこと。

イ 規格については、原則 A 4 サイズの横書きとし、A 3 サイズの書面については、A 4 サイズに折りたたむこと。本文は、20 ページ以内にすること。（表紙、目次等を除く。）ページ番号を記載し、ウに記載されている項目のインデックスを付すこと。

ウ 作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえて次の項目を記載し、理解しやすい内容構成とすること。

No	項目	内容	備考
1	会社概要	会社紹介	
2	基本的事項	業務全般に対する考え方	システム導入に対する提案者の基本的な考え方
3	システムの特長と機能	提案システムの概要	システム構成図
		システムの特長	
		システムの操作性	
		システムの拡張性／将来性	
		システムの安全性	
		システムの魅力的機能	利便性を高める独自機能やサービス
4	実施体制	本業務における実施体制	運営スタッフの配置や体制が適切か。
5	システム本稼働までの構築方法	導入スケジュール	提案内容、体制等から確実に実施が可能なものか。
		システムの導入方法	
		データ移行方法	データ移行の実施方針、手法等は明確か。
		職員研修	研修実施方法が明

			記されているか。
6	データセンタ構成	データセンタ、設備の構成等	
7	セキュリティ対策	セキュリティにおける考え方	
		システムにおけるセキュリティ	
		バックアップ方法	
8	本稼働後の保守サポート	保守業務における実施体制	保守体制、障害発生時の対応は十分か
		保守業務の範囲	ヘルプデスク等、当局が求める保守内容であるか。
9	自由提案	自由提案	独自提案

(4) 別紙1「企業会計システム機能要件」および別紙2「企業会計システム帳票要件」

回答方法及び基準は以下の通りとする。

ア 回答方法は以下の4つの選択肢から選択すること。

「◎」標準機能として対応可能

「○」オプション、代替案により対応可能（無償対応）

「△」有償カスタマイズにより対応可能

「×」対応不可

イ 回答基準

提案するシステムの安全性・安定性、品質担保の観点から、本業務提案時における機能を基準とする。そのため提案時に標準パッケージとして実装されていないものについては、「○」もしくは「△」として回答すること。

「○」と回答した項目については、提案事業者が考えるオプション、代替案を示した資料を合わせて提出すること。

「△」と回答した項目については、カスタマイズ費用を(4)の見積書に含めること。

(5) 見積書 1部

ア 様式は任意とする。

イ 見積金額は構築経費を記載すること。維持経費については、次の(6)参考見積書に記載すること。なお、その際税抜額・消費税額・税込額がわかるようそれぞれ記載すること。

ウ (4)で「△」と回答した項目がある場合、そのカスタマイズ費用も含めた金額を記載すること。

エ 見積書の内訳も可能な限り詳細に記載して提出すること。

(6) 参考見積書 1部

ア 新システム使用料

新システム本稼働後の利用にかかる全ておよび業務実施に不可欠な保守・運用にかかる5年分の経費およびその他想定できる費用を記載するとともにその年度ごとの金額も記載すること。なお、使用契約については別途協議とするため、当該費用は(5)見積書には含めないこと。

イ システムサポート期限等その他システムを継続して使用する上で提案時点に想定される制限事項がある場合は、記載すること。

ウ 別紙6「企業会計システム非機能要件」を参考にすること。

(7) 提出期限等

ア 提出期限

令和7年12月2日(火) 17時まで(必着)

イ 提出時間

土・日曜日と祝日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

ウ 提出先

提出先は、第17項に定める担当課および連絡先とする。

エ 提出方法

(ア) 紙媒体の提出方法

土・日曜日と祝日を除く、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までの時間帯に直接持参すること。

郵送する場合は「青梅市下水道公営企業会計システム構築プロポーザル企画提案書」と記載すること。また、事前に電話連絡し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

(イ) 電子データの提出方法

電子メールでの提出とする。

なお、ファイル交換サービス等を使用することも可能とする。

提出先は、第17項に定める担当課および連絡先とし、メール

送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

10 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり書面により参加辞退届出書を提出すること。

なお、参加を辞退した場合でも、今後の本市の入札、契約において不利益は生じない。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 2 月 2 日（火） 1 7 時まで（必着）

(2) 提出方法

参加辞退届出書（様式第 4 号）を第 1 7 項に定める担当課および連絡先まで直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

郵送する場合、事前に電話連絡し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

メールで提出する場合、件名は「青梅市下水道公営企業会計システム構築委託プロポーザル辞退届出書（会社名）」とすること。

なお、メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）

時程等については、企画提案書提出後、通知する。

(2) 実施方法

次のとおりプレゼンテーションおよびデモンストレーションを実施するものとする。

ア プレゼンテーションおよびデモンストレーションにかかる時間は、1 者当たり 6 0 分程度（説明 4 5 分以内、質疑 1 5 分程度）とする。

なお、準備、片づけ時間は各 5 分以内とする。

イ 事業者が事前に提出した企画提案書にもとづき実施すること。

ウ プレゼンテーションおよびデモンストレーション参加者はシステム操作を行う者も含め 4 名以内とし、責任者が参加すること。

エ プロジェクターおよびスクリーンは本市で用意するが、プレゼンテーション用端末等必要な機材は各社で用意すること。なお、プロジェクターの仕様上、H D M I 端子により出力が可能な機材を用意すること。

12 配点

区分	評価区分	配分内訳	
技術点	提案書による評価	3 0 0 点	8 0 0 点
	機能要件および帳票要件の回答に基づく評価	4 5 0 点	
	操作性、その他（プレゼン、デモ）評価	5 0 点	
価格点	構築経費見積額による評価	1 0 0 点	1 5 0 点
	維持管理経費見積額による評価	5 0 点	
合 計（満点）		9 5 0 点	

13 審査結果

審査結果については、令和7年12月26日（金）までに通知する。

14 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者は、契約の際、発注者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。
- (2) 当該契約に当たり、プロポーザルの性質上、企画提案書に記載した内容をもって契約するとは限らない。
- (3) 選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

15 参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーダルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (6) 見積書の金額を訂正したもの
- (7) 見積額と内訳書の金額が合致しないもの
- (8) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があったもの

16 その他

- (1) 企画提案については、1者につき1提案とする。
- (2) 提出書類は、一切返却しない。
- (3) プロポーザルの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。

- (4) 審査内容および審査経過は、公表しない。
- (5) 審査結果についての異議申立ては、認めない。
- (6) 提出書類については、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。
- (7) 本プロポーザルにかかる仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。
- (8) プロポーザル参加事業者が1者であっても、審査を行い審査基準を満たしていれば受託候補者として選定する。

17 担当課および連絡先

住 所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
担 当 課 青梅市環境部下水道課
電 話 0428-22-1111（内線2642・2643）
電子メール div1360@city.ome.lg.jp

以 上